

第5号様式（第6条関係）

適合性判定

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定)

- 1 建築物の用途  
 一戸建て住宅     一戸建て住宅以外の住宅  
 工場等のみ     工場等のみの場合以外の非住宅  
 (該当する□にレを記入)
- 2 計画の評価方法  
 (該当する□にレを記入)  
 住宅部分：  
 仕様基準     仕様・計算併用法     標準計算法  
 非住宅部分：  
 モデル建物法     標準入力法等
- 3 手数料額の計算

計画の種類 (該当する□にレを記入)		適合証等がある場合		適合証等がない場合	
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅	m <sup>2</sup>	別表第3 2の(1) 円(a)		別表第3 2の(2) 円(A)	
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	m <sup>2</sup>	別表第3 2の(1) 円(b)	別表第3 2の(2) 円(B)	
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	m <sup>2</sup>	別表第3 2の(1) 円(c)	別表第3 2の(2) 円(C)	
	工場等のみの場合の床面積の合計	m <sup>2</sup>		別表第3 2の(2) 円(D)	
	非住宅部分の床面積の合計	m <sup>2</sup>	別表第3 2の(1) 円(e)	別表第3 2の(2) 円(E)	
	計		(b) + (e) 又は (c) + (e) 円	(B) + (E)、(C) + (E)、 (B) + (D) 又は (C) + (D) 円	

合計 \_\_\_\_\_ 円

(注意)

- 「適合証等」とは、大田区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第6条第1項第2号から第6号までに規定する図書をいう。
- 「別表」とは、大田区手数料条例別表を指す。
- 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅の額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。